

▶ 都税事務所からのお知らせ

- 1) 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)
 平成30年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。平成30年1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告には電子申告(eL TAX:エルタックス)もご利用になれます。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ
 問合せ先:償却資産について 資産が所在する区にある都税事務所
 (大田都税事務所 03-3733-2411)
 電子申告について eL TAX ヘルプデスク 0570-081-459
- 2) 住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)
 1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)で一定の要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税(23区内)が軽減されます。軽減をうけるためには、申告が必要です。平成30年1月31日(水)までに、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に申告してください。
 問合せ先:土地が所在する区にある都税事務所
 (大田都税事務所 03-3733-2411)

個別相談会のお知らせ

平成29年分確定申告個別相談会 2月1日(木)~3月8日(木)・・・予約制
 3月9日(金)~3月15日(木)・・・先着順
 ※ 予約制の個別相談は、お電話にてご予約をお受けいたします。TEL:03-3771-8859
 本「おおもりの便り」4ページにもその他相談会の日程が掲載されています、併せご覧ください。



※3月15日が土日の場合は翌開庁日までとなります



新年のごあいさつ

大森税務署長 柴原 一夫

新年明けまして、おめでとうございます。平成三十年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。旧年中は、九頭見会長をはじめ一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、私ども税務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。さて、本年の干支は「戊戌(つちのえいぬ)」です。この「戊戌」の謂(いわれ)を調べてみますと、「戌」という文字は「山」や「堤防」などの「動かない土」を表しているそうです。また「戌」という文字は「賢い犬」を表すとともに、「勤勉」や「努力家」という意味があるそうです。この二文字を併せますと、「勤勉な努力を積み重ねて頭の良さが養われ、それが確固たる自信になる」となり、活躍が大いに期待できる年だそうですね。一般社団法人大森青色申告会の皆様方におかれましては、日々事業活動並びに会活動に精励されておられますところ、その努力が大きく花開く年となりますことをお祈り申し上げます。まもなく平成二十九年分の所得税・個人消費税及び贈与税の確定申告の時期がやってきました。本年も、池上会館の確定申告会場に「青色コーナー」を設置いたしますので、記帳・帳簿等保存義務の説明、決算書等の作成指導、イータックスの利用勸奨及びマイナンバーの記載等につきまして、より一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。結びに当たりまして、一般社団法人大森青色申告会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

確定申告書の提出はお早めに!

平成29年分の所得税の確定申告は、平成30年2月16日(金)から平成30年3月15日(木)までです。

また、還付申告の方は1月から申告書を提出することができます。なお、申告書は郵送等又は税務署の時間外文書収受箱に投函することにより提出することもできます。



会費の口座振替のお知らせ・・・平成30年1月~3月分:6,000円

当会の会費は、口座振替でいただいております。平成30年1月9日(火)は会費のお引落日となっておりますので、お引落指定口座の残高確認をお願いいたします。

ご相談での御来所又は、ご予約の際に、当会会費の未納がございますご相談をお受けできない場合がございますのでご注意ください。(当会会費のお支払いが口座振替以外の方も同様です。)